開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改め、同号トを同号ヘとし、同号チ中「（機構の業務）」を削り、同号チを同号トとし、同号リを同号チとし、同号ヌを削り、同項第六号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に改め、同項第十四号ロ(2)中「(定義)」を削り、同項第二十九号カ中「第八条の二第四項」を「第八条の二第三項」に改め、同項第三十号ニ中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同項第三十三号ロ中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海洋研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構」に改める。

第八条第一項中「第十九号」を「第二十号」に改め、同項第一号イ中「新株予約権」の下に「(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項（定義）に規定する新投資口予約権を含む。以下同じ。)」を加え、同項第五号ロ中「第二十三条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項第十六号中「資本の払戻し及び」を「資本の払戻し（法第二十三条第一項第二号に規定する出資等減少分配を除く。)及び」に改め、同項第十九号中「第二十三条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、同号を同項第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号の次に次の一号を加える。

十七　出資等減少分配（法第二十三条第一項第二号に規定する出資等減少分配をいう。以下この号において同じ。)に係る分配資本金額（当該出資等減少分配の直前の資本金等の額にイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合（当該直前の資本金等の額が零以下である場合には零と、当該直前の資本金等の額が零を超え、かつ、イに掲げる金額が零以下である場合には一とし、当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り上げる。)を乗じて計算した金額をいい、当該計算した金額が当該出資等減少分配により交付した金銭の額を超える場合には、その超える部分の金額を減算した金額とする。)

イ　当該出資等減少分配の日の属する事業年度の前事業年度終了の時の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額（当該終了の時から当該出資等減少分配の直前の時までの間に資本金等の額又は利益積立金額（第九条第一項第一号に掲げる金額を除く。)が増加し、又は減少した場合には、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額）

ロ　当該出資等減少分配による出資総額等の減少額として財務省令で定める金額（当該金額がイに掲げる金額を超える場合には、イに掲げる金額）

第八条第二項中「前項第十七号ロ」を「前項第十八号ロ」に、「並びに」を「及び」に、「第十九号」を「第二十号」に改め、同条第六項中「第一項第十九号」を「第一項第二十号」に改める。

第八条の二中「第十九号」を「第十六号まで及び第十八号から第二十号」に改める。

第九条第一項中「第十二号まで」を「第十三号まで」に改め、同項第八号中「限る。)」の下に「、投資信託及び投資法人に関する法律第百三十七条（金銭の分配）の金銭の分配（法第二十三条第一項第二号に規定する出資等減少分配を除く。)」を、「第二十三条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項第十二号中「第八条第一項第十七号」を「第八条第一項第十八号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二　第八条第一項第十七号に規定する交付した金銭の額が同号に規定する分配資本金額を超える場合におけるその超える部分の金額

第九条第三項第一号ロ及びハ中「第十二号まで」を「第十一号まで及び第十三号」に改める。

第九条の二第一項第七号中「第十二号まで」を「第十一号まで及び第十三号」に改める。

第十一条第四号中「(昭和二十六年法律第百九十八号)」を削り、「第十三条（優先出資者となる時期)」を「第十三条第一項（優先出資者となる時期等)」に改める。

第十四条の四第一項第三号中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改め、同条第三項第二号中「代表者」の下に「(恒久的施設を有する外国法人にあつては、代表者及び恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者)」を加える。

第十四条の六第一項第一号中「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項（定義）に規定する」を削り、同条第三項第一号中「資産の流動化に関する法律第二条第三項（定義）に規定する」を削る。

第十四条の十第六項の表法第五十二条第一項第一号イ（貸倒引当金)、第五十七条第十一項第一号（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）及び第五十八条第六項第一号（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）の項を次のように改める。

法第五十二条第一項第一号イ（貸倒引当金）	及び特定目的会社	、特定目的会社及び第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人

第十四条の十第六項の表法第五十九条第二項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）の項を削り、同表法第六十七条第一項（特定同族会社の特別税率）の項中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、同表法第八十一条の九第八項第一号（連結欠損金の繰越し）の項を削る。

第十四条の十一第三項第九号中「第二十二条第五項」を「第二十二条第四項」に改め、同項第十四号中「等」の下に「(第百二十一条の三の二第五項（オプション取引を行つた場合の繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第十条の三第四項に規定する政令で定める場合は、恒久的施設を有しない外国法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（以下この項において「合併法人等」という。)とする適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。)により当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人である他の外国法人の恒久的施設に係る事業の全部又は一部の移転を受けたことによつて当該合併法人等である外国法人が恒久的施設を有することとなつた場合とする。

第十九条を削る。

第二十条の見出し中「元本たる」を「元本である」に改め、同条第一項中「株式等は」を「ものは」に、「次項」を「以下この項及び次項」に改め、「(同条第二項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「法第二十三条第二項に」を「元本株式等（当該配当等の額の元本である同条第一項に」に、「(以下この条」を「(以下第二十二条の三の二まで」に、「)の数」を「)をいい、当該株式等と銘柄を同じくする株式等を含む。以下この条において同じ。)の数」に、「掲げる株式等の数」を「掲げる数」に、「株式等と」を「元本株式等と」に改め、同項各号中「株式等」を「元本株式等」に改め、同条第二項中「同項の」を「法第二十三条第二項の」に、「株式等」を「元本株式等」に改め、同条第三項及び第四項中「株式等」を「元本株式等」に改め、同条第五項中「元本たる」を「元本である」に、「株式等の」を「元本株式等の」に改め、第二編第一章第一節第一款第一目中同条を第十九条とする。

第二十条の二中「取得をした株式又は出資」を「取得をした株式等」に改め、同条を第二十条とする。